

令和8年度 千曲市産前産後ヘルパー訪問事業の実施について

1. 事業内容

全ての妊産婦、1歳未満の児童がいる世帯を対象に、産前産後に安定した生活を送り、安心して育児ができるよう、ヘルパーが家庭を訪問し、家事や育児を支援する。

- (1)家事支援：食事の準備、洗濯、掃除等の一般的な家事
- (2)育児支援：授乳の補助、おむつ交換、沐浴介助、児童の見守り等の育児

2. 利用者

千曲市内に住所を有し、かつ次のいずれかに該当する世帯の妊産婦

- (1)妊娠届を提出した妊婦がいる世帯
- (2)出産後1年未満の児童がいる世帯

3. 利用日・時間・回数

- (1)月曜日から金曜日まで(祝日年末年始を除く)
- (2)午前8時から午後7時まで
- (3)1回の訪問につき1時間30分以内
- (4)1月2回まで

4. 実施場所

自宅

5. 利用料金

区分	利用者負担額(1回1時間30分以内)
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	1,000円
上記以外の世帯	2,000円

6. 中止の場合の利用者負担額

利用者の都合により産前産後ヘルパーの訪問が中止された場合の利用者負担額	
利用予定日の前日の午後5時までにヘルパーに連絡があった場合	0円
利用予定日の前日の午後5時までにヘルパーに連絡がなかった場合	1,000円

7. 周知方法

- (1)ホームページへ掲載、SNSへ投稿
- (2)母子手帳交付時にチラシ配布(保健センター)